

## 江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業（A3 訪問型サービス・A7 通所型サービス）サービスコード表における高齢者虐待防止措置未実施減算等（1/100 減算）の取り扱いについて

令和 6 年度介護報酬改定に伴い新設された高齢者虐待防止措置未実施減算等（1/100 減算）について、使用例等を下記のとおり示しますので、必要な事業所様におかれましてはご確認いただきますようお願いいたします。

### [1/100 減算のコード使用例]

使用するサービスコード表：A3 訪問型サービス（令和 6 年 4 月サービス提供分から）

1/100 減算：単位数×0.01＝減算単位数 ※四捨五入

### ○基本サービス費

（1 月ごと）

- ・訪問型サービス I（コード 1001）1176 単位の場合  
⇒12 単位減算
- ・訪問型サービス II（コード 1005）2349 単位の場合  
⇒23 単位減算
- ・訪問型サービス III（コード 1009）3727 単位の場合  
⇒37 単位減算

（1 回ごと）

- ・訪問型サービス IV（コード 1013）294 単位を 1 回 請求する場合  
⇒3 単位減算  
※1 回あたりの単位数に減算の計算を行い、その減算結果（3 単位）を回数分（1 回）算定してください
- ・訪問型サービス IV（コード 1013）294 単位を 2 回 請求する場合  
⇒6 単位減算  
※1 回あたりの単位数に減算の計算を行い、その減算結果（3 単位）を回数分（2 回）算定してください
- ・訪問型サービス IV（コード 1013）294 単位を 3 回 請求する場合  
⇒9 単位減算  
※1 回あたりの単位数に減算の計算を行い、その減算結果（3 単位）を回数分（3 回）算定してください
- ・訪問型サービス IV（コード 1013）294 単位を 4 回 請求する場合  
⇒12 単位減算  
※4 回実施する場合には、1 回あたりの単位数に減算を行うのではなく、  
1 月ごとの単位数（訪問型サービス費 I（コード 1001）1176 単位）で計算してください
- ・訪問型サービス V（コード 1017）294 単位を 8 回 請求する場合  
⇒23 単位減算  
※8 回実施する場合には、1 回あたりの単位数に減算を行うのではなく、  
1 月ごとの単位数（訪問型サービス費 II（コード 1005）2349 単位）で計算してください

## ○処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算（R6.4~R6.5）

### （1月ごと）

- ・訪問型サービスⅠ（コード1001）1176単位、処遇改善加算Ⅰ（コード1027）161単位を算定する場合
  - ⇒基本報酬1176単位から12単位を減算（1/100減算）して1164単位
  - ⇒減算後の基本報酬1164単位に対して、処遇改善加算率13.7%を乗じて159単位
  - ⇒減算前の処遇改善加算が161単位、減算後の処遇改善加算を159単位とする必要があるため2単位の減算
  - ⇒基本報酬の12単位減算、処遇改善加算の2単位減算、計14単位の減算を行う
- ・訪問型サービスⅡ（コード1005）2349単位、処遇改善加算Ⅰ（コード1031）322単位、ベースアップ等支援加算（コード3017）56単位を算定する場合
  - ⇒基本報酬2349単位から23単位を減算（1/100減算）して2326単位
  - ⇒減算後の基本報酬2326単位に対して、処遇改善加算率13.7%を乗じて319単位
  - ⇒減算前の処遇改善加算が322単位、減算後の処遇改善加算を319単位とする必要があるため3単位の減算
  - ⇒減算後の基本報酬2326単位に対して、ベースアップ等支援加算率2.4%を乗じて56単位
  - ⇒減算前のベースアップ等支援加算が56単位、減算後のベースアップ等支援加算が56単位であるためベースアップ等支援加算の減算は不要
  - ⇒基本報酬の23単位減算、処遇改善加算の3単位減算、計26単位の減算を行う

### （1回ごと）

- ・訪問型サービスⅣ（コード1013）294単位、処遇改善加算Ⅰ（コード1039）40単位を各3回算定する場合
  - ⇒基本報酬294単位から3単位を減算（1/100減算）して291単位
  - ⇒減算後の基本報酬291単位に対して、処遇改善加算率13.7%を乗じて40単位
  - ⇒減算前の処遇改善加算が40単位、減算後の処遇改善加算が40単位であるため処遇改善加算の減算は不要
  - ⇒基本報酬の9単位減算（3単位×3回）の減算を行う

### [備考]

- ・令和6年6月以降の介護職員等処遇改善加算における減算は不要です。
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算（以下、虐待減算）と業務継続計画未策定減算（以下、BCP減算）の両方で減算対象の場合はそれぞれで減算が必要です。計算にあたっては、虐待減算における減算後の単位数にBCP減算の計算を行うのではなく、減算前の単位数に計算を行ってください。なお、訪問型サービスにおいては令和7年3月分までBCP減算は適用されませんのでご注意ください。

（例）基本報酬450単位の場合

正：虐待減算450⇒445（5単位減算）、BCP減算450⇒445（5単位減算）

誤：虐待減算450⇒445（5単位減算）、BCP減算445⇒441（4単位減算）

- ・高齢者虐待防止措置未実施減算等は基本報酬にかかるものであるため、初回加算やサービス提供体制強化加算等の各種加算における減算は不要です。

一方、令和6年5月以前の処遇改善加算等（処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算）の単位数は基本報酬等に処遇改善加算率を乗じたもので設定しているため、基本報酬の減少に伴い処遇改善加算等の単位数も結果的に減少することがあります。

令和6年5月以前に処遇改善加算等を算定している事業所において減算の対象となった場合には、処遇改善加算等の単位数に差異が生じるかを確認し、差異が生じている場合には減算を行ってください。